

宴会利用規約

本規約は、戸田市文化会館4階宴会室（以下「宴会室」という）での飲食等のご利用（以下「宴会利用」という）に関して、以下の通り規約を定めております。なお、宴会利用には「宴会利用申込書」の提出が必要となります。また、飲食提供・サービススタッフの手配は当館指定の宴会業者（以下「業者」という）からのご提供となります。

1. 利用制限

- ①原則、宴会利用は10名より承りますが、ピュッフェ形式での宴会利用の場合は20名からとなります。
- ②飲食のご注文の最低価格は、1,500円（税別）となります。なお、テーブル等の準備に発生する什器備品費・テーブルクロス・人件費・配送料等（以下「諸経費」という）は、業者から別途、ご請求させていただきます。
- ③宴会室は会議等のみのご利用はできませんが、宴会利用が付随する場合の会議等においては、利用が可能です。

2. 利用時間

開宴時間から終宴時間（以下「宴会時間」という）は、原則2時間となります。宴会時間が2時間を超える場合は、業者から別途延長費及び諸経費をご請求させていただきます。

3. 本会場の準備完了時間及び入室時間

原則、業者が行う設営等の準備完了時間は、開宴時間の1時間前となりますが、準備する設営の内容や利用条件に応じて、業者から別途諸経費をご請求させて頂く場合があります。

4. 当日の運営

宴会時間中の音響操作や余興の準備等の一切は、お客様の方で実施して頂きます。なお、業者による手配は可能となりますが、別途人件費をご請求させていただきます。

5. 施設利用料等の支払い

宴会プランもしくは宴会プラン同等のご注文金額には、本会場における施設利用料及び室内音響装置の附属設備利用料が含まれております。ただし、控室等ご利用になる施設利用料及び附属設備利用料は、別途費用が発生いたします。なお、発生する施設利用料等のお支払いは当館までお願いいたします。

6. 予約成立

予約の成立は、宴会利用申込書に必要事項を記載の上、お客様のご署名をもって、当館へ提出後、その内容を当館が確認し、業者へ発注手続きをした時点をもって、予約の成立とさせていただきます。

7. 宴会利用申込書の提出期限

当日から7営業日前までに、ご提出をお願いいたします。なお、宴会プラン以外のオリジナル料理等のご要望や料理提供にアレルギー対応が必要な場合は、当日から30営業日前までに、ご提出をお願いいたします。

8. 予約成立後の料理等の変更

予約成立後に記載内容の変更等が発生した際は、お客様より業者へ変更の旨のご連絡をお願いいたします。

9. 料理等の支払い

- ①当日支払いは、開宴前に業者へ現金にてお支払いください。
- ②後日支払いは、現金の場合、当館1階レストラン「季の彩」会計にて、お支払いをお願いいたします。なお、お振込の場合の振込手数料は、お客様のご負担となります。

10. 料理等のキャンセル

料理内容及び人数の確定は当日から7営業日前となります。また、宴会利用の申込（人数減含む）をキャンセルされる場合は、下記のキャンセル金額が発生いたします。なお、キャンセルのお申し出は、業者へお電話にてお願いいたします。

	キャンセル金額	
	料理	飲料等
4営業日前 (18時～)	合計金額/30%	-
2営業日前 (18時～)	合計金額/50%	-
1営業日前 (18時～)	合計金額/100%	合計金額/100%
当日		

※休館日は、毎月第2水曜日（祝日を除く）、年末年始（12/30～1/4）、その他臨時に定める日

11. 個人情報の取扱い（当館ホームページ参照）

当館は、個人情報の保護に関する法律などの法令を遵守するとともに、（公財）戸田市文化スポーツ財団個人情報保護規程に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

12. その他

- ①本規約の内容については、予告なく変更する場合があります。
- ②本規約に定めていない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と当館の間で、協議の上、決定させるものといたします。
- ③食物アレルギーは、ご希望に沿って可能な限りアレルギー除去に努めますが完全除去を保証するものではありませんので、お客様が最終的なご判断をお願いいたします。
- ④本規約は当館の主催事業等については、適用外です。
- ⑤施設の貸出に関する諸注意は、「許可書兼領収書」の裏面に記載しております。

戸田市文化会館

TEL/048-445-1311 FAX/048-445-1310

E-mail/todabun-service@toda-zaidan.org（総合受付）

【受付/9:00～18:00】